

内部仕分け調書

消防本部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
1	自動車維持運営費	なし	0.5	5.6	0.0	車両の運用に係る適正な手続きを行うとともに、車両や消防ポンプの点検・整備・修理を行い、走行および消防活動の有効運用ならびに事故防止を図る。	火災、救急、救助の各種緊急事案に迅速的確に対応するため、法定点検の遵守、緊急事案で運用する車両の正常運行、さらに、車両運行上支障が生じた場合における早期修繕等が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 車検申請手続き業務 車両の点検・整備業務 消防ポンプの整備・修理 	計画的な消防車両の法定点検が実施でき、また、消防車両や消防ポンプが故障した場合においても早期修繕を行うことができ、出動体制の確保が図られた。	19,619	現行どおり
2	消防用機械器具購入及び維持費	あり	0.4	0.7	0.0	消防活動に使用する機械器具を購入および維持管理し、災害発生時の消防活動に備える。	消防活動に使用する機械器具は、災害に係る使用に伴って故障および劣化等の頻度が高く、複雑多様化の様相を呈した災害に的確に対応するため、機械器具の更新または新規購入のほか、適切な維持管理が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 機械器具の点検修理業務 機械器具の整備、補充に係る選定業務 機械器具の員数管理業務 	複雑多様化する災害に対応するため、必要な資器材の更新や導入を行うことで、的確な消防活動の実施が図られた。	9,489	現行どおり
3	救急業務所要経費	あり	0.3	0.0	0.0	法律に基づく救急業務を適切に実施する。	救急業務は市民生活に欠かせない業務であり、適切に実施する必要がある。また、市民による積極的な応急手当は救命効果の向上につながる。	<ul style="list-style-type: none"> 救急業務に必要な資器材等の補充、修理、更新および管理業務 救急車両の運用、保全、管理に関する業務 救急隊員の育成、教育に関する業務 応急手当の普及啓発に関する業務 	救急業務が適正に執行され、市民の安全・安心が図られている。また、応急手当講習の実施により、知識と技術を身につけた市民が増えている。	16,989	現行どおり
4	救急救命士養成所要経費	あり	0.2	0.0	0.0	高度な救命措置を行うことができる救急救命士を養成して救急業務の高度化を図る。	救急救命士が行う高度な救命処置等は、救命効果の向上が図られることから計画的な養成が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 養成機関入所候補者の選定に関する事務 入所に関する一連の手続き事務 国家試験までの試験対策教育事務 国家試験合格後の就業前教育事務 	救急救命士による高度な救命処置等の実施件数が増加している。	4,918	現行どおり
5	火災予防所要経費	あり	0.1	0.0	0.0	市民の生命、身体および財産を火災から保護することを目的とする。	火災予防に関する行事等を通じて、市民の防火意識を啓発し、被害の防止を図る必要がある。消防法により、火災原因等の調査の必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 春・秋の火災予防運動など火災予防に関する行事等を通じて、市民の防火意識の啓発を図る。 消防法に基づく火災原因調査を実施し、類似火災の防止などの火災予防対策および消防活動上の資料とする。 	火災予防に関する行事等を通じて、住宅用火災警報器の設置率が向上し、設置していたため火災に至らなかった奏功事例が多数あり、被害の軽減につながっている。	435	見直し
6	消防音楽隊所要経費	なし	0.4	0.0	0.0	奏楽によって消防職員および消防団員の情操の育成および士気の高揚を図り、併せて函館市および函館市民の公共的社会的活動に寄与し、もって消防に対する認識を高め、火災予防等の広報活動の効果を挙げることを目的に活動する消防音楽隊に係る経費である。	消防が開催する防火の広場や函館市が主催または共催する各種行事に派遣し、音楽を通じて災害予防のPR活動により市民に消防の業務を広く理解させ、かつ防火意識の高揚に大きな効果を挙げている。	消防音楽隊は、消防職員24名、消防団員14名の隊員で編成されており、職員は一般業務に従事しながら活動している。 <予算内訳> 報償費(講師謝礼)720,000円 消耗品費、修繕料等72,000円 <音楽隊関係事務> ・音楽隊派遣承認事務 ・音楽隊後援会に係る事務 ・音楽隊員の人事に係る事務	音楽隊活動により、市民の防火意識の高揚が図られ、また、函館市の主催する行事に対する派遣依頼は、毎年一定程度あり、各種行事に出演し目的に寄与している。 <行事等への出演回数> 平成23年中 9回 平成22年中 11回 平成21年中 11回	792	見直し
7	北海道防災航空隊編成負担金	あり	0.1	0.0	0.0	平成8年7月から北海道が運行している消防防災ヘリコプターを編成している航空隊員は、道内各地の消防本部から8名の派遣を受けて活動しており、当該隊員の人件費について、道内各市町村が人口規模等の積算根拠に基づき負担しているものである。	消防防災ヘリコプターは、災害救助や災害状況の把握、救急医療患者の医療機関への搬送等、広域的かつ機動的な消防防災活動を実施するため必要不可欠である。また、隊員は専門的知識や技術を持った市町村消防職員の派遣により編成され、函館市からも消防職員を派遣しており、人件費に係る負担金が交付されている。	<北海道防災航空隊編成負担金> 均等割59,000円+人口割1,114,000円+基準財政需要額割948,000円 負担額計2,121,000円 防災航空隊編成の負担金および職員派遣に係る業務	救助災害状況の把握、救急医療患者の医療機関への搬送など、広域的かつ機動的な消防防災ヘリコプターの活動が、円滑に実施されている。	2,121	現行どおり
8	全国消防長会負担金	なし	0.2	0.0	0.0	各消防本部が同一歩調で消防行政の運営を行うため、情報交換を積極的に行うとともに、消防制度、技術の総合的研究等を行い、国の消防政策の推進を助長し、消防の健全な発展に寄与することを目的として組織されている全国消防長会に係る負担金である。	全国の消防本部が加入しており、函館市消防本部は全国消防長会の下部組織である北海道支部道西地区協議会や北海道支部予防委員会の事務局を担っている。また、情報の一元化や消防政策の推進等、消防の健全な発展のためにも必要とされる。	全国消防長会、北海道支部、道西地区協議会のそれぞれの単位で関係会議や研修会等の事業を実施している。 全国消防長会北海道支部関係業務 ・各種事業の開催関係事務 ・予防委員会事務局に係る事務 全国消防長会北海道支部道西地区協議会事務局 ・事業計画および収支予算決算関係事務 ・各種事業(会議、研修会等)の開催関係事務 ・出納事務 ・各消防本部との連絡調整事務	情報交換が積極的に行われ、国の消防政策の推進を助長し、消防の健全な発展が図られている。	428	見直し

内部仕分け調書

消防本部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
9	全国消防協会負担金	なし	0.2	0.0	0.0	全国の消防職員の知識・技術、活動能力の向上及び防火防災思想の普及広報に関する事業を行うとともに、大規模災害時における市町村の消防に対する支援並びに災害現場活動に従事する者の援助を行うことにより社会公共の福祉の増進に寄与することを目的としている一般財団法人全国消防協会に係る負担金である。	全国の消防本部が加入しており、函館市消防本部は全国消防協会の下部組織である北海道地区支部道西支部事務局を担っている。また、防災思想の普及、防災体制の強化促進、各消防関係機関との連携強化のため必要とされる。	全国消防協会は全国および全道の消防救助技術訓練指導会を主催しているほか研修会等を開催している。 各種事業(会議, 研修会)開催関係事務等	防災思想の普及広報, 防災体制の強化促進, 大規模災害に対する市町村の消防応援の支援等に効果があり, 各消防関係機関との連携強化が図られている。	146	現行どおり
10	函館地方自動車整備振興会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	自動車の整備に関する設備の改善および技術の向上を促進し、自動車の整備事業の適正な運営を確保することを目的とする。	当本部の直営工場で車検整備をする場合、当該協会からの書類審査の認証を受けるものであり、この認証を受けなければ所轄の陸運協会での検査登録ができないことから加入は必須となる。	自動車整備主任者へ車両整備に関する技術講習等を定期に実施し、関係法令の改正による検査項目の変更などを研修し、消防車両の適正な維持管理を行う。	消防車両の適正な維持管理を行うことにより、円滑な消防活動を行うことができると考えている。	25	現行どおり
11	北海道消防学校入校負担金	なし	0.1	0.0	0.0	消防職員として必要な専門的知識および技術の習得、体力、気力の錬成、規律の保持などについて育成することを目的とする消防学校入校に係る負担金である。	消防学校へ入校するための教材図書費等の諸経費であり、消防学校において専門的知識および技術の習得等のため、必要とされるものである。	<入校内訳> ・初任教育9名 ・薬剤投与講習3名 ・救急科5名 ・気管挿管再認定講習7名 消防学校入校に関する業務 ・入校計画等作成事務 ・入校に係る必要書類の作成提出事務 ・その他消防学校との連絡調整事務	消防職員として必要な専門知識および技術の習得等に大きな成果が得られている。	1,757	現行どおり
12	消防大学校入校負担金	なし	0.1	0.0	0.0	消防に関する高度の知識および技術を総合的に習得させ、上級幹部たるに相応しい人材を養成することを目的とする消防大学校入校に係る負担金である。	消防大学校へ入校するための教材費等の諸経費であり、消防大学校において高度の知識および技術の習得等のため、必要とされるものである。	<入校内訳> ・総合教育幹部科1名 消防大学校入校に関する事務 ・入校計画等作成事務 ・入校に係る必要書類の作成提出事務	消防に関する高度な知識および技術の総合的習得、および上級幹部たるに相応しい人材の育成に大きな成果が得られている。	244	現行どおり
13	自動車免許取得負担金	なし	0.1	0.0	0.0	消防車両を運用するための機関員(運転手)を確保し、職員に大型自動車免許および中型自動車免許(8t限定解除含む)を計画的に習得させるための負担金である。	消防車両の大型化や大型自動車免許資格者の大量退職等による機関員の不足に対応するため、大型消防自動車等の機関員の確保を図り、消防業務の効果的、効率的な運用のため必要とされる。	<取得予定内訳> 中型自動車免許取得(中型8t限定解除)3名 大型自動車免許取得2名 免許取得申請業務 ・取得申請に係る事務 ・自動車学校との協議、入校に伴う連絡調整事務	計画的に大型自動車運転免許を習得させることで、車両の大型化や機関員の不足にも対応でき、消防業務の効果的、効率的な運用が図られている。	552	現行どおり
14	自動車維持運営費	あり	0.1	0.1	0.0	現在配備している消防団関係車両25台分の車検費用や修理費用	道路運送車両法に定める保安基準の遵守のため	車検および修理調整は、消防本部警防課(消防本部整備工場)で直接実施している。	保安基準に適合した整備を実施し、不良個所の整備や運用中の故障等を改善できた。	2,239	現行どおり
15	消防用機械器具購入及び維持費	なし	0.1	0.1	0.0	消防団が使用する消防用機械器具等の運用、購入や整備に係る経費	既存の消防用機械器具の維持管理や、老朽化した備品等の更新のため	消防団が現場活動をするうえで、機械器具整備時の交換部品や、必要な資機材の更新、燃料代および修理費用	消防団が使用する機械器具や消防用ホースの更新など、課題が残る。	577	現行どおり
16	消防団活動資機材整備事業費	なし	0.1	0.0	0.0	消防団員が災害現場等において活動するための資機材を整備をする。	装備品や資機材の老朽化等により、早急な更新整備が必要である。	・火災現場に必要な防火服の更新 ・消火活動に必要な小型動力ポンプの更新 ・その他必要と思われる活動資機材の整備	防火服については現在、消防職員が使用していた古着を貸与し、色、形、性能にばらつきがあり、災害現場での消防団の区別に苦慮しており、円滑な災害活動と公務災害の防止の観点から、防火服の整備が急務であり、計画的に整備する。 また、小型動力ポンプについては老朽化による性能の著しい低下、故障、使用不能等の不備が多発しており、毎年計画的に更新する必要があるが、予算措置が課題である。	1,500	現行どおり

内部仕分け調書

消防本部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
17	北海道消防協会負担金	なし	0.3	0.0	0.0	消防職・団員の福利厚生、表彰および教育訓練等を実施し、消防知識の向上と消防活動の強化を図り、各種災害を防止し社会福祉の増進に寄与するために加入している。	北海道内全市町村が加入しており、今後においても継続加入が必要である。	○負担金算定方法 1 会員割（平成23年10月1日現在の職団員条例定数×215円） 2 世帯割（平成22年国調世帯数×3.75円） 3 市町村割（平成22年国調人口規模別） ※人口10万人以上 56,000円	消防職団員が、北海道消防協会が主催する各種行事を通じて資質の向上が図られ、また、平成23年度は延べ115名の職団員およびその配偶者が表彰された。	891	見直し
18	北海道消防協会渡島地方支部負担金	なし	0.1	0.0	0.0	渡島管内消防職・団員の福利厚生、表彰および教養訓練等を実施し、消防知識・技術の向上と消防活動の強化を図り、各種災害を防止し社会福祉の増進に寄与するため加入する。	渡島管内各消防職団員相互間の連絡調整や連携を図るため必要である。 また、函館市については代表機関であるため事務局を持っているため、継続する必要がある。	○負担金算定方法（負担金は渡島町村会と函館市へ請求される） 会員割（平成23年10月1日現在の職団員条例定数 × 300円） 均等割（各市町 7,500円） 減額率（渡島町村会が求めた減額を実施する）	消防職団員が地方支部各種行事を通じて資質の向上が図られ、平成23年度は14名の職団員が表彰された。	334	見直し
19	分団事務費交付金	あり	0.1	0.0	0.0	消防活動を円滑に行うための運営費として、分団の事務費、会議費および事務連絡等の交通費、通信費に使用する。	出勤報酬や年額報酬の個人支給以外、分団の運営に必要な経費予算がないため、交付金を活用して運用する。	○ 交付金算定基準 ・基準額：各分団 10,000円(45分団×10,000円＝450,000円) ・加算額：団本部を除く各分団定数 1,220人×500円＝610,000円 合計 1,060,000円	当初1分団あたり48,000円の定額支給をしており、市町村合併後の分団数が46分団となり予算が概ね倍になったことから平成19年度中に見直しを検討して現行の交付基準にした経過があり、合併時2,208千円あった予算を半分以下にした実績がある。 このことからこれ以上交付金を減ずることとなると、地域防災を担う消防団から今までどおり協力体制を維持できるか不安が残る。	1,060	現行どおり
20	消防装備整備事業費	なし	0.3	0.0	0.0	老朽劣化した消防隊員の防火衣および消防活動に使用する消防用ホース等の消防装備を更新整備し、消防活動に従事する隊員の安全確保および有効な消火活動の実施を図るものである。	火災時の消火活動において、隊員の身体を保護する重要な装備であり、使用頻度または経年による劣化に伴って、性能が著しく低下した場合、隊員の安全確保が困難となる。 消防用ホースの性能は、規格省令や検定により担保されているが、使用頻度や経年による破損等により、消火活動上必要な水量が確保されない場合、火災による被害が拡大する可能性があることから、防火衣の整備と併せて必要である。	ア 防火衣整備業務 ・仕様書作成業務 ・員数管理業務 イ 消防用ホース整備業務 ・整備ホースの選定業務 ・員数管理業務	度重なる消防活動に伴って、防火衣および消防用ホースが劣化が進む場合、消防隊員の安全管理や消火活動等に支障が生じることから、定期的な更新によりこれらの問題を解消できた。	15,177	現行どおり
21	消防緊急情報システム運用経費	なし	0.4	0.0	0.0	火災・救急等をはじめとする各種消防業務における通信連絡体制を迅速、かつ的確に処理して消防活動の効果的運用を図り、被害を最小限度にとどめることにより、住民の生命・財産を保護し福祉の増進に寄与することを目的とする。	消防緊急情報システムは、最新のコンピューターと高度な通信技術を活用し、119番通報の受信から消防隊・救急隊の出動指令、現場活動支援など迅速・的確な消防活動を実現し、上記目的を達成するために必要である。	現行における消防緊急情報システムの運用経費 1 指令通信装置等消耗品 2 発信地検索サービス等利用料 3 位置情報システム回線利用料 4 消防緊急情報システム保守料	最新のコンピューターと高度な通信技術を活用し、119番通報の受信から消防隊・救急隊の出動指令、現場活動支援など迅速・的確な消防活動を実現した。	11,354	現行どおり